

29庁房第455号
平成30年3月7日

一般社団法人日本音楽著作権協会
理事長 浅石道夫 殿

文化庁長官
宮田亮平

使用料規程の実施に当たっての適切な措置について（通知）

平成29年6月7日付けで貴協会から届出のあった使用料規程（以下「本件使用料規程」という。）について、平成29年12月21日付けで音楽教育を守る会から申請のあった文化庁長官の裁定については別添裁定書記載のとおりです。

もとより、本件使用料規程が対象とする音楽教室における著作物の使用については、音楽教育を守る会の会員の一部を原告、貴協会を被告とする請求権不存在確認訴訟が東京地方裁判所において現に係属中と承知しています。

そのような状況の中、貴協会が、当該訴訟の終了を待つことなく、今回の裁定を踏まえて本件使用料規程に基づく使用料の徴収行為を開始することとした場合には、その態様如何によっては、社会的混乱が生じるおそれが考えられます。

このため、貴協会におかれては、本件使用料規程の実施に当たって、音楽教室における演奏について演奏権が及ぶことを争う音楽教室事業者に対しては、演奏権が及ぶかどうかの争いがある使用態様につき、司法判断等によって請求権が認められるまでは個別の督促（利用許諾契約手続の督促・使用料の請求）を行わないこと、また、音楽教室における演奏について演奏権が及ぶことを争わない音楽教室事業者に対しても、その使用料の請求を行うに当たっては、本件使用料規程において規定する料率を上限とし、利用者の利用の実態等を踏まえ、適宜協議を行うなどにより適切な使用料の額とすること等、社会的混乱を回避すべく適切な措置を採るよう留意してください。